

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年5月10日（月）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一委員会室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年5月10日(月)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一委員会室		
3. 農業委員の定数	13名		
4. 総会に出席した農業委員の数	12名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	5番 住田 賀津彦
	6番	關口 卓司	7番 大崎 章博
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
	10番	松田 治之	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	11番	北田 直喜	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	1名		
	天神地区 武田 博昌		
7. 議事録署名委員			
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

---

【開 会：午後1時30分】

議長： 総会を始める前に、先にお亡くなりになられた米澤委員のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

(黙祷)

議長： それではただ今から令和3年度5月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員13名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番金坂委員、9番高橋委員にお願いいたします。

議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第13号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 申請者は高齢であり身辺整理をしていたところ、今回の違反転用が分かったとのこと。父の代に転用し地目が変更されずに今日までできていたようです。司法書士に相談して今回の申請に至りました。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第13号は意見決定いたします。

議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第14号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えま

す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 申請地には以前納屋が建っていたように記憶しています。違反転用になります。譲受人が勤め先の建設会社を辞めて、父と大工仕事をされるということで、その資材置場として利用されます。生活排水は発生しないとのことで問題ないと思います。

7番： 申請地は一昨年まで担い手農家が耕作しておりました。隣接耕作者が捺印しない件についてですが、隣接農地は現在耕作しておらず更地の状態ですので、営農に影響はないと思います。転用に関し生産組合長の同意は得ております。

6番： 3番、4番の案件共に家の長男が実家近くに住宅を建てるというものです。他は、事務局から説明があった通りです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第14号は意見決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和3年3月受付分）について  
・農業委員の後任について  
→欠員を補充することに決定。通常の選任方法で任命する（9月議会に諮る）。任命までは中立委員が代理で当該地区の案件を担当する。

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時20分】

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第13号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（商業地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	あいの風とやま鉄道魚津駅周辺には、市役所、銀行、ショッピングセンター、飲食店街が集約されており、労働者が多数いる。特に夜間営業をする飲食業では、駅前界限で生活拠点を求める必要があることから、共同住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら共同住宅として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅を建設する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は合併浄化槽を経由し、近くの用悪水路へ排水します。雨水についても同じ用悪水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね10haの一団の農地の中にあますので農地区分は第1種農地と判断します。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は建築請負の仕事をしてますが、独立することにしたため、実家近くに仕事の拠点とする資材置場を整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には万能フェンスを設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地の魚津駅西地区には共同住宅が多くあります。住み慣れた同地区に新たに戸建て住宅を建てるべく土地を求めるケースが多くあり、その需要に応じて8区画の宅地分譲地を提供販売する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、宅地分譲敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農地法施行規則第47条第1項第5号への規定に該当するものであり、問題ないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は近くの用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号3番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね12haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人の家族は5名で、両親が住む実家で同居しているが、子どもの成長に伴い大変手狭になっている。子どもが自家用車を持つとさらに手狭になることから住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は下水道に接続し、雨水は一部自然透過、一部は前面道路沿いの既設水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第14号 受付番号4番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね15haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は現在の共同住宅が手狭になり、子の誕生を踏まえて生活拠点を定めたく戸建て住宅の建設を計画しています。また、実家の父と農業をしていますが、農機具や資材の増設により実家の農業用倉庫が手狭になっていることから、住宅と共に新たな農業用倉庫も設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、ローン借入に関する事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は下水道に接続し、雨水は隣接の用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		